



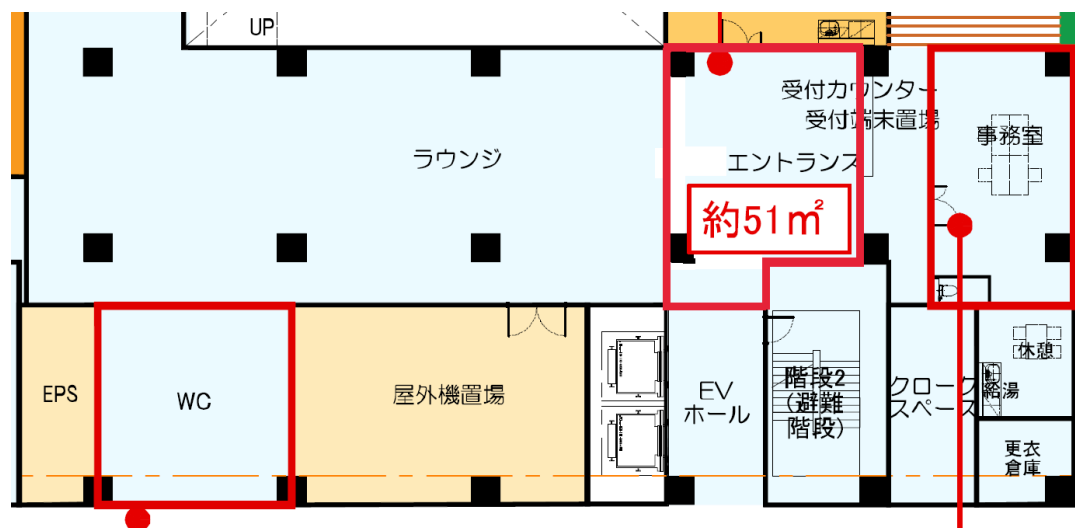
規則第2条第1号（玄関）

(1)玄関は、次の要件を満たすものであること。ただし、審議会の意見を聴いた上で、建築物の用途又は構造により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- ア 外部から内部を見通すことができる幅1.5メートル以上の玄関戸があること。
- イ 高齢者、身体障がい者等に配慮したものであること。
- ウ 1階又は2階にあること。



ホテルエントランスが建物5階にあり、外部からの専用玄関はないため、施行規則第2条（1）ただし書きにより審議会に諮る。



5階平面図



規則第2条第2号（フロント等）

(2)客との面接に適するフロント又は帳場その他これらに類する施設(以下「フロント等」という。)を設け、かつ、当該フロント等が次の要件を満たすものであること。

ア 床面積が別表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める数値以上であるロビー又はエントランスホール(以下「ロビー等」という。)と一体となっていること。

イ 事務室からロビー等を見通すことができること(フロント等に併設して事務室を有する場合に限る。)

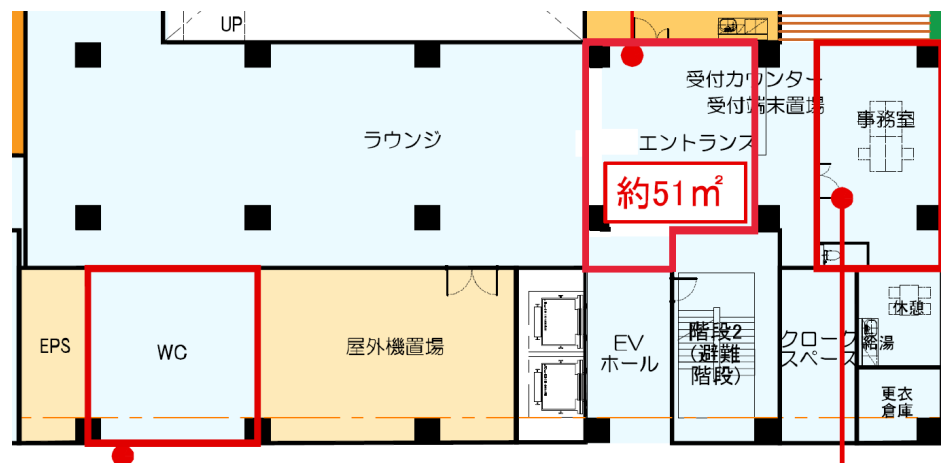
ウ 1階又は2階にあること。ただし、審議会の意見を聴いた上で、建築物の用途又は構造により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。



ア エントランスホール約 $51\text{m}^2 > 50\text{m}^2$ （ホテル収容人数51人以上の場合）

イ 窓を設置することにより事務室からロビーを見渡すことができる仕様とする。

ウ ホテルは5階以上の計画であるため、ただし書きにより審議会に諮る。



5階平面図



規則第2条第8号（共同用便所）

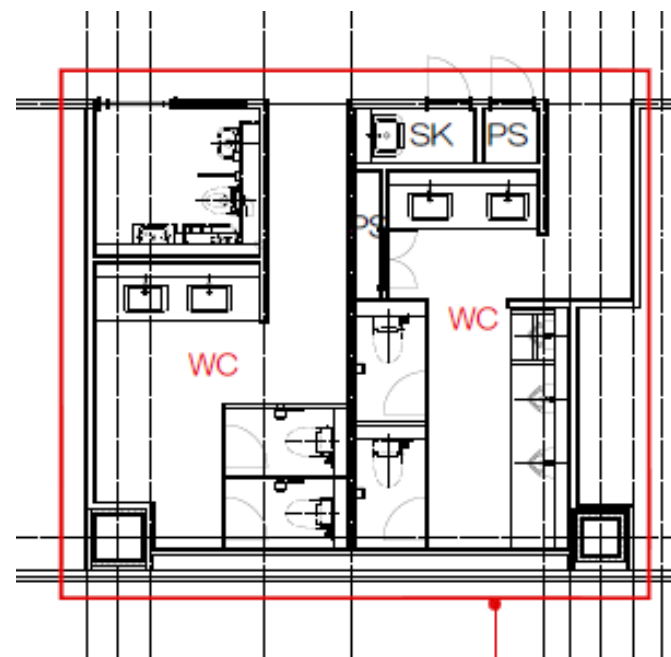
- (8)共同用の便所を設け、かつ、当該便所が次の要件を満たすものであること。
- ア 1階又は2階にあること。ただし、審議会の意見を聴いた上で、建築物の用途又は構造により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
 - イ 当該便所の全部又は一部が高齢者、身体障がい者等に配慮したものであること。



ホテル階は5階以上のため、ただし書きにより審議会に諮る。また、5階のWCを対象とする。バリアフリー法に準拠し、北海道福祉のまちづくり条例と北広島市福祉環境整備要綱に配慮した計画を行う。

WC設計配慮項目

- ・床面は、滑りにくい材料・仕上げとする。
- ・床に段差を設けない。
- ・多機能トイレの設置（オストメイト対応の水栓器具の設置、出入口の幅90cm以上、戸は引き戸を採用）。
- ・床置式小便器または壁掛け式小便器の設置。
- ・手摺は大便器と小便器の各1か所以上に設置。
- ・WC標識は、分かりやすい位置に容易に識別出来るものとする。



5階エントランス廻り 平面詳細図

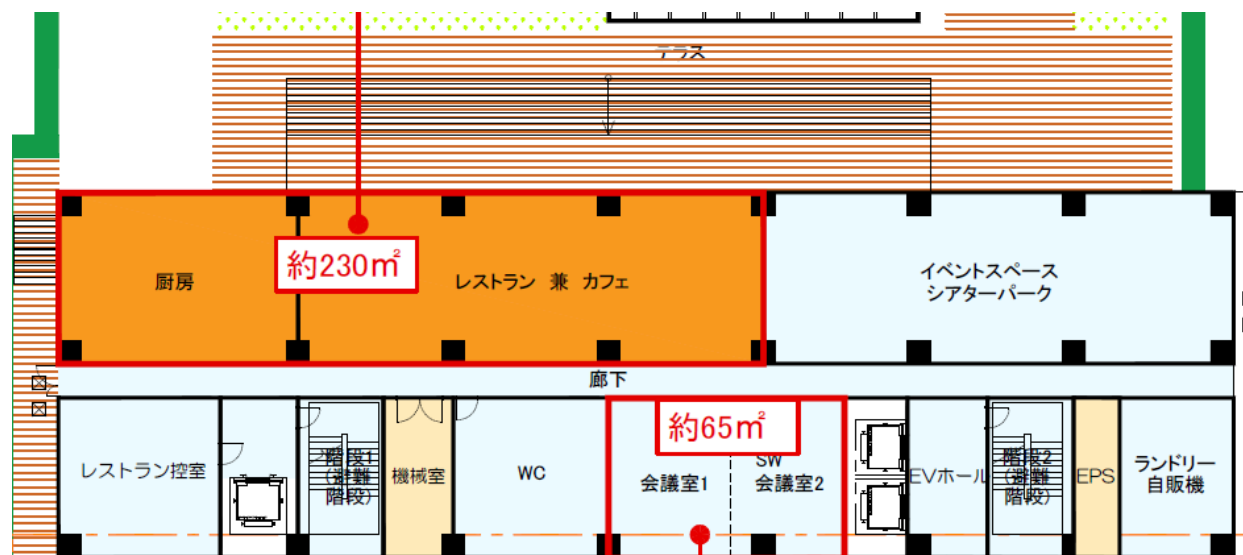


規則第2条第3号（食堂等）

(3) 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれに付随する厨房、配膳室等(以下「食堂等」という。)を設け、かつ、当該食堂等の床面積が別表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める数値以上であること。



食堂等（レストラン、厨房）約 $230\text{m}^2 > 50\text{m}^2$
（収容人数51人以上の場合）



6階平面図

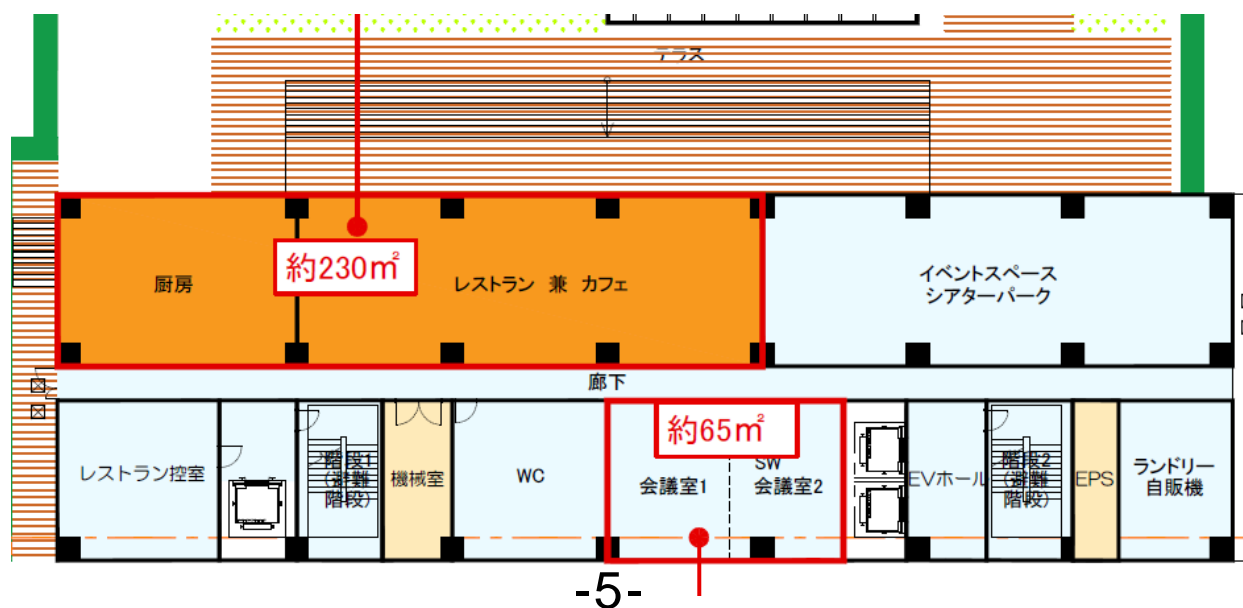


規則第2条第4号（会議室等）、第7号（1人部屋）

- (4)会議、催物、宴会等の用に供する会議室、集会室、大広間等又は店舗等(以下「会議室等」という。)を設け、かつ、当該会議室等の床面積が別表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める数値以上であること。
- (7)旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物にあっては、20平方メートル以下(浴室、洗面所等の面積を含む。)の1人部屋が、全客室数の2分の1以上であること(当該建築物の客室総数が50以上であり、かつ、会議室等の数が2室以上である場合を除く。)。)



各会議室約 $32\text{m}^2 > 30\text{m}^2$ 、2室設置



6階平面図



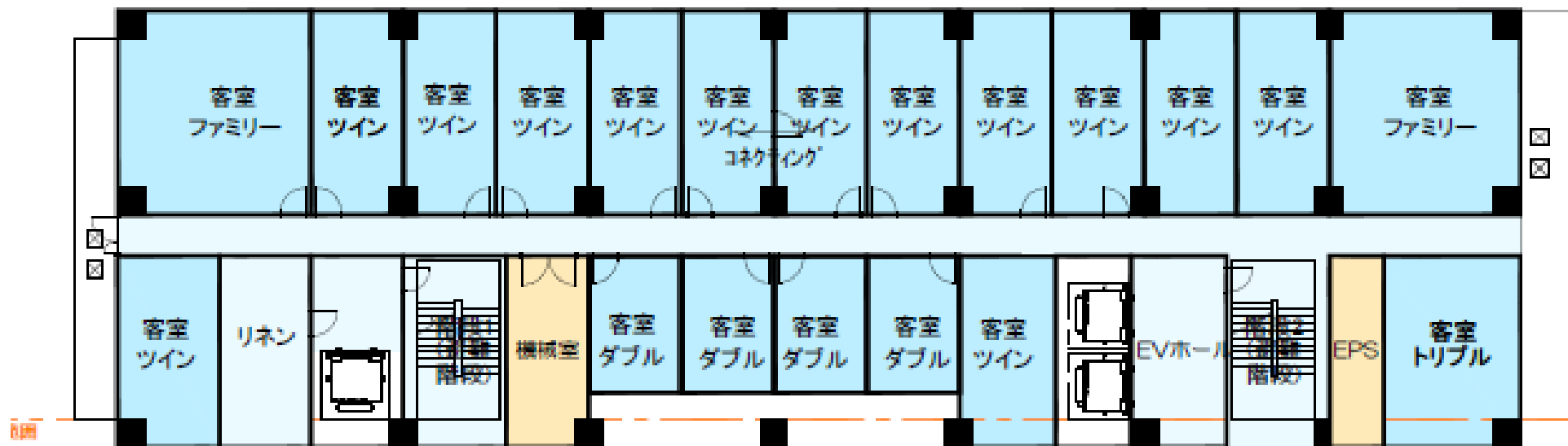
規則第2条第5号（直接客室に連絡する出入口）、第10号（精算に係る手続き）

- (5) 駐車施設からフロント等、人の専用に供する共用廊下、階段(避難階段を除く。)、昇降機等を経由せず、直接客室に連絡する出入口(避難口を除く。)がないこと。
- (10) ホテル等の従業員と対面することなく、客室内において宿泊料等の精算に係る手続きが可能となる設備がないこと。



- ・ 駐車施設から直接、客室に連絡する出入口を設置しない
- ・ チェックイン・チェックアウトの手続きはフロントで行う
客室内には精算にかかる手続きが可能となる設備は設置しない

基準階平面図





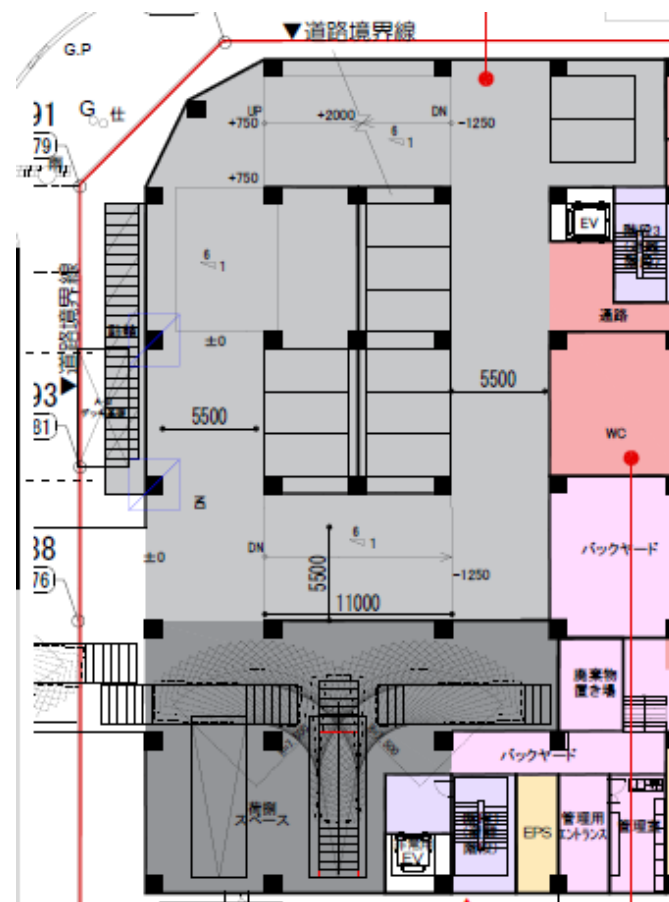
規則第2条第6号（駐車場）

(6)建築物の1階に駐車場又はピロティー(建築物を支持する独立柱が並ぶ吹放しの空間をいう。)がある場合において、それらの面積の合計が、建築面積の3分の1未満であること。



1階の駐車場と駐輪場面積 = 約864m²
建築面積 = 約3200m²
建築面積の3分の1 = 1066.67m² > 864m²

1階平面図





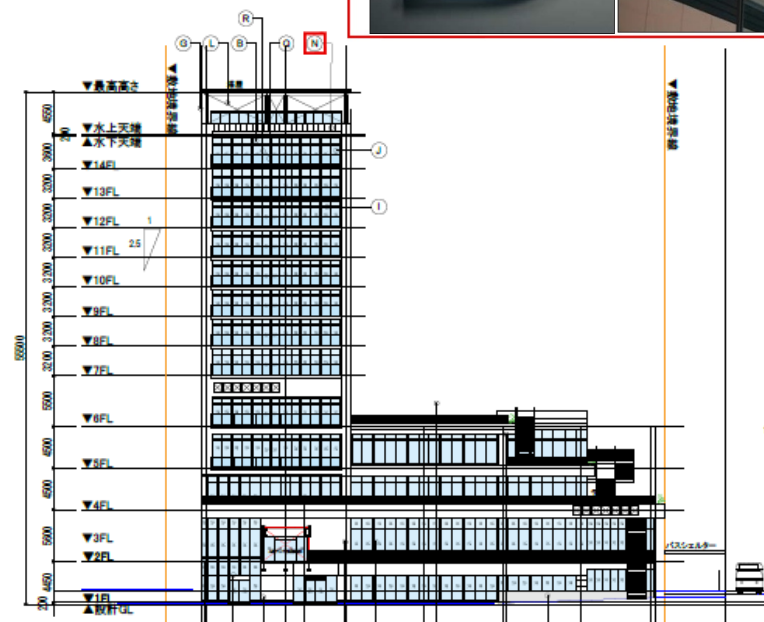
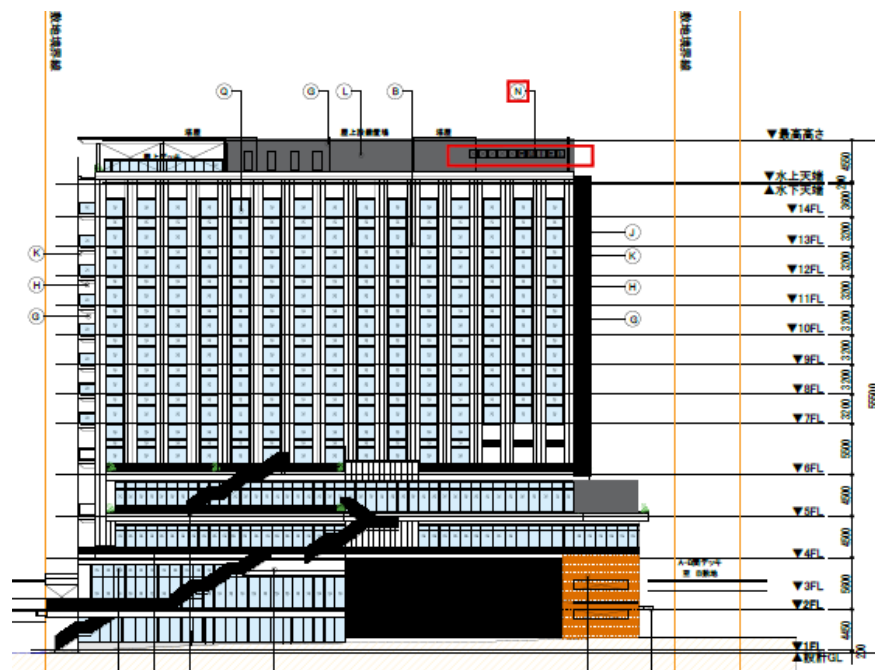
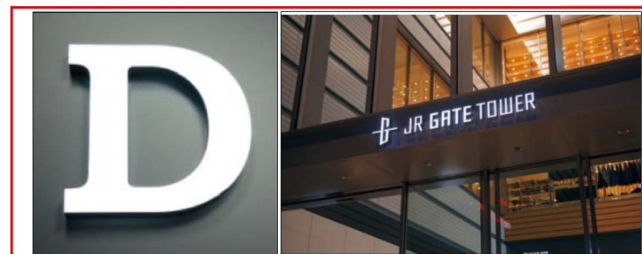
規則第2条第9号（外観）

(9)ホテル等の外観(看板、広告塔、ネオンサイン、外構等を含む。)の形態、意匠又は色彩が、周囲の居住環境と調和していること。



主な外壁色：N-87程度 マンセル値N8.7
主な目隠し・ルーバー色：N-60程度 マンセル値N6

看板仕様、参考写真



立面図